

第18期

第34回

総会議事録

令和3年1月19日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年1月19日(火)

2. 開催場所 正庁

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	二瓶敏幸	出席	湖南地区
2	新田幾男	出席	富久山地区
3	伊藤幸一	出席	中央地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	中尾一明	出席	中田地区
6	藤田稔	出席	熱海地区
7	吉田秀吉	出席	三穂田地区
8	松川延安	出席	田村地区
9	降矢セツ子	出席	田村地区
10	吉田直衛	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	小林正一郎	出席	片平地区
12	堀井潔	出席	中央地区
13	細山文昭	出席	逢瀬地区
14	黒澤大吉	出席	日和田地区
15	遠藤昭夫	出席	安積地区
16	岩崎幸夫	出席	西田地区
17	村上晃一	出席	中央地区
18	古川弘作	出席	中央地区
19	佐久間俊一	出席	喜久田地区
20	伊藤城治	出席	三穂田地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである

【事務局長】 三 瓶 克 宏
【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸
【主任主査兼農業振興係長】 遠 藤 満
【農業振興係主任】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡
【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇
【農地調整係主任】 遠 藤 千 秋

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時00分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

新田 幾男

署名人

二瓶 敏幸

署名人

小林正一郎

事務局	<p>ただいまより、第34回総会を開催いたします。 本日、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>あけましておめでとうございます。 今年もよろしくお願いいたします。 先般コロナが蔓延している状態で、 我々の会議もいろいろ工夫しながら進めざるを得ません。 ご不便なことありますがご協力ください。 農業委員会の皆様は無事感染せず去年一年を終えることができ 一安心しましたがこれからが正念場です。 かかったからといって誹謗中傷などなされないようお願いいたします。 かかりたくてかかるわけではありませんので また皆様のお手元にバッジをお配りいたしました。 勉強会にSDGs講師の先生が東京からは来られないとのことで ございますので、持続可能な17項目、まあ村上委員あたりが 市議会で説明を受けているでしょうから、わからない方は 村上委員にお聞きになってください。 このバッジは農業委員推進委員全員にお配りしております。 一人も落ちこぼれを残さないで皆が幸せになるというのが この目標ですのでどうかみなさんバッジを胸につけて 活躍をお願いいたします。 本日の総会もよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>1 番 二瓶 敏幸 委員 11番 小林正一郎 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号1ページ、中央3番土地の表示、こちら二筆ですが一筆になっております。</p> <p>議案第2号4ページ、中央1番土地の表示が一筆になっております。また、所要面積が287㎡です。</p> <p>4ページ片平2番申請の事由、農家住宅建築のためになります。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番から7番までの 7件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から7番までの 7件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、子供2人が農作業に従事します。</p> <p>次に2番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p>

次に4番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、労力不足、経営拡大です。
受け人と妻、両親が農作業に従事します。

次に5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。
受け人と妻、息子が農作業に従事します。

次に6番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、7番との交換です。
受け人と妻、息子が農作業に従事します。

次に7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、6番との交換です。
受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。

これらの農地について、現地調査をしましたが、
周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、
地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に
該当する事項はありませんでしたので
許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から7番までの7件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から7番までの7件について

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に8番 1件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>8番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 水田として適切に管理されております。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>8番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に9番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>9番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、同一世帯の息子への使用貸借です。 使用借人と両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、</p>

	<p>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に10番と11番の 2件について付議いたします。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>10番と11番の2件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人同一のためまとめて報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、労力不足、資金を必要とするため、経営拡大です。 渡し人は親から多額の遺産を相続し、相続税を払う必要があったため 資金が必要となり今回の申請に至りました。</p> <p>土地についてはきれいに管理されており、 今後も適正に管理するものです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	10番と11番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、10番と11番の 2件について、 許可と決します。 次に12番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	12番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、12番 1件について 許可と決します。 次に13番と14番の 2件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	13番と14番の 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、

	<p>記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、知人への贈与です。</p> <p>2年前に亡くなった渡し人の祖父が、生前口約束で売買していた土地であり、この土地を相続した申請人が無償で所有権を移転するものです。</p> <p>次に14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、農業経営の移譲です。</p> <p>譲受人の農地は道路に面しておらず、トラクターが入ることができないため、不便であることから相談の結果隣地である申請地を購入することになりました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>13番と14番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、13番と14番の 2件について、許可と決します。</p> <p>次に15番から17番までの 3件について付議いたします。</p> <p>吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>15番から17番までの3件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず15番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p>

1月7日に事前審査会を行いました。

平成4年に父母が取得した土地ですが現在は休耕地になっており、今般、農地として復元し売買することになりました。

受け人は緑ヶ丘在住ですが農地は父親自宅の前にあり綺麗に耕されています。

農作業は受け人夫婦と父親が行います。

次に16番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、農業開始です。

15番の土地が10aに満たないため、追加で賃借をするものです。

次に17番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。

申請人は20年前に売買契約を結び代金の支払いも済んでおりましたが渡し人の都合により手続きが出来ないままでいたので、今般の申請に至りました。

農作業は受け人夫婦が行います。

これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

15番から17番までの3件について、許可と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長

異議ないものと認め、15番から17番までの3件について、許可と決します。

	<p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は駐車場敷地の拡張になります。</p> <p>農地の区分は第3種農地として判断しました。</p> <p>1月14日に現地調査並びに聞き取り調査を行いました。</p> <p>申請人は親子の関係です。</p> <p>現在使用借人は眼科医院を開業しており、現在の駐車場では目の不自由な人には狭く、また車も止めづらいことから今回の申請に至りました。</p> <p>契約期間は20年になります。</p> <p>一部は無断で転用されており、顛末書が添付されております。</p> <p>これは平成18年以前は病院の開発許可が不要であったためのものだとのことです。</p> <p>建物は建設しないとの念書も添付されております。</p> <p>雨水は側溝に排水します。</p> <p>以上1番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p>

	<p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議します。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は農家住宅になります。 農地の区分は第3種農地として判断しました。 周辺農地の営農には別段支障ないと思われます。</p> <p>以上2番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 次に3番 1件について付議します。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 地上権者、地上権設定者及び 土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は太陽光発電設備になります。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 1月7日に会長と事務局員2名と共に合同調査を行いました。 周辺農地の営農に支障はありません。 以上2番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。

議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可相当と決します。</p> <p>なお、この件につきましては、転用面積が 30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。</p> <p>次に4番 1件について付議します。 二瓶 敏幸委員の調査報告を求めます。</p>
二瓶 敏幸 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は資材置場になります。</p> <p>農地の区分は農振農用地として判断しました。</p> <p>台風19号被害の河川復旧工事に伴う資材置場が必要となったため 土地の所有者から紹介を受けたものです。</p> <p>当該地は長年使用していない休耕地で 工事現場から近いために借地することになりました。</p> <p>無償で借りて早々に工事を始めましたが、 転用許可を取得しておらず、地主も長年耕作していなかったことから 農地として認識していなかったため顛末書を添付の上 是正のため申請したものです。</p> <p>一時転用後は農地として利用します。</p> <p>以上4番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>（全員「異議なし」）</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に5番と6番の 2件について付議します。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>5番 6番 2件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は太陽光発電設備になります。</p> <p>農地の区分は第2種農地として判断しました。</p> <p>12月26日に現地調査並びに本人への聞き取りを行いました。</p> <p>所有者は本案件を認識しており間違いなく、各種行政手続きも適正に進んでおります。</p>

	<p>東西は道路に挟まれ北側は山林で 周囲の農地の営農に支障はありません。</p> <p>続いて6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は工事用作業ヤードになります。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 12月26日に現地調査並びに本人への聞き取りを行いました。 所有者は本案件を認識しており間違いなく、 各種行政手続きも適正に進んでおります。 他の農地の営農にも支障はありません。</p> <p>以上5番 6番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番と6番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず5番ですが「農地転用許可申請に係る審査表」を ご覧ください。</p> <p>農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで3番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、3番同様です。</p> <p>次に6番ですが「農地転用許可申請に係る審査表」を ご覧ください。</p> <p>農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで3番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、3番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番と6番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番と6番の 2件について、許可と決めます。</p> <p>次に7番 1件について付議します。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>7番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 申請の事由は通路兼作業用地になります。 農地の区分は第1種農地として判断しました。 携帯電話の普及に伴い第5世代ネットワークエリアの構築が必要となったことから既存基地局に増設するため当該地が必要となりました。</p> <p>以上7番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>7番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の 規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので あって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが 必要であると認められ一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に8番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>8番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は食品工場及び事務所の建築、道路敷地拡張、擁壁及び水路の付け替えです。 農地区分は第1種農地と判断しました。 北側の食品工場、事務所を建設する場所は荷物置き場として使用しており、長年違反転用のため是正指導していたものです。 申請書には、今後法令を遵守する旨の顛末書が添付されております。 西側の道路敷地拡張については、開発許可を得るため9mの幅員を確保する必要があります。 また南側の擁壁及び水路の付け替えは既存の擁壁では安全性が担保されず、既存擁壁の外側に新しいL型擁壁を設置して安全な状態とするものです。 このため既存擁壁の外側の水路を付け替える必要があります。 申請書には資金照明が添付されており、 また転用により集団農地を分断するおそれや、日照等の被害を及ぼす恐れはなく、 周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上8番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>8番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで</p>

	<p>甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>次に、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から15番までの15件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から15番までの、15件の農用地利用集積計画につきましては、使用収益権設定9件、所有権移転6件の申請があり、農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	1番から15番までの 15件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から15番までの 15件について、承認と決します。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 1番 1件について 付議いたします。 二瓶 敏幸委員の調査報告を求めます。
二瓶 敏幸 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 12月23日に事務局2名と調査を行いました。 雪が降っており現地には到達できませんでしたが、 既に周辺の杉山に飲み込まれており、 農地への復元は困難であると判断しました。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から4番までの 4件について、

農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」

次のとおり、1番から26番までの26件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

次のとおり1番から3番までの3件について通知書の提出があったので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」

次のとおり1番1件について郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により受理したので報告する。

報告第4号を終わります。

ただいまの第1号から第4号までの報告についてご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。
その他ございませんか。

川前 善寛
推進委員

片平地区の発表をいたします。
先日相談を受けた内容なのですが、水田1haを貸していたが、借り人から経営環境の変化で返したいとの申し出がありまして、新しい借り人を探してほしいとの申し出がありました。
場所としては片平中学校の近くの高台に10枚ほど水田があり1町歩ほどあるのですがポンプアップで水をくみ上げて稲を作っておりましたが、このところの米価の下落とポンプの老朽化で用水不足による休耕田が目立ってきました

	<p>借り人は転作し別の作物を栽培していましたが、排水の悪い土でほとんど生育しておらず、雑草が生い茂ってしまっていました。</p> <p>このような状況で借りる人を見つけるのはなかなか難しいと説明しましたところ本人もそれを認識しており、借り手がないなら植林して山林にしたいとの話でしたが、この地目変更には疎水から脱退する脱退金が120万円弱必要となり、それも難しい状態です 宅地にするわけではありませんので減額してもらえないか安積疎水と交渉したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
濱津 洋一 委員	<p>幹事会から皆様にご連絡です。</p> <p>例年ですと年が新たになるので新年会を行うんですが、今回コロナ禍ということで、幹事会で延期ということで決定しましたのでご報告いたします。</p>
事務局	<p>仮称、郡山市農業法人連絡会の申し込みについて説明させていただきます。</p> <p>皆さんの手元に一覧表をお渡ししましたがこちら昨年12月末に農業法人の皆様に入会の申し込みを出しましてその中で入った方のリストになっております。</p> <p>こちら昨日時点ですが、今日になって3件ほど新しく加入の申し込みがありましたので現在22法人から会員の申し込みをいただいております。</p> <p>チラシを法人の皆様にお送りしておりますので、まだ申し込みされていない法人のかたいらっしゃいましたら是非勧誘をお願いいたします。</p>
堀井 潔 委員	<p>昨年農業生産活動における環境への貢献についてお話させていただきました。</p> <p>農業生産活動が環境に対してマイナスのイメージを持たれていることもあるのでプラスの面をアピールできないかとのことでお話させていただきました。</p> <p>コロナでだいぶ長引いてしまいましたが9月の時点でおおむね話を終わらせていただきました。</p> <p>事務局のほうから令和3年度に市民の皆様を対象とした講演活動を企画していたとの話を伺いまして予算付けのほう</p>

	<p>検討したいとの話でしたが、事務局のほうではどのような進捗状況なのでしょう。</p>
事務局	<p>9月末の推進委員会議ののち、各地区での環境保全活動のまとめについて報告をお願いして事務局で各地区の推進委員さんから保全事業についてのまとめを出していただきました。</p> <p>事務局のほうでも事業を検討したのですが、今の時点で次年度の予算措置は難しいと判断し、会長、職代に報告してあります。</p> <p>ただ何もできないというのは申し訳ないということで、何かできるようなことがないか知恵を絞り、郡山農業青年会議所さんが行っている事業について環境保全関係のイベントなどに加えていただけないか打診したところ前向きに検討するとのことのお話を頂いたので、次年度何らかの形で繋げていければよいと思っております。</p> <p>コロナ禍のなかなか難しいですが、何かしらやっていきたいと思っております。</p>
堀井 潔 委員	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>2月の勉強会についてですが、今年度は2月17日に特別会議室で今後の食用米生産について行います。</p> <p>講師は東北農政局の福島を拠点とする方がいらっしゃいます。</p> <p>是非全員参加でよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>農業法人連絡会の募集について先ほど説明させて頂きました</p> <p>繰り返しになってしまいますが現在22法人と多いとも少ないとも言えない数字ですがぜひぜひ上乘せをしていきたいので皆さんのほうでも一声かけていただけますようお願いいたします。</p> <p>農業委員会としても全面的にバックアップしていきたいのでよろしくお願いいたします。</p>
中尾 一明 委員	<p>伊藤 幸一委員と少し話をしたのですが、確定申告の時期に入ります。</p> <p>我々の農業委員推進委員の報酬についての源泉徴収票について、書類が整わないと確定申告できないので1日でも早く手元に届くようにしていただけますようお願いいたします。</p>
事務局長	<p>1日でも早く送付できるようにいたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p>

以上で、第34回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第34回総会（令和3年1月19日開催）の概要

第3条 農地の異動は

17件で、田 52, 617㎡ 畑 6, 614㎡ でした。

第5条 農地転用は

8件で、 駐車場1件、農家住宅1件、太陽光発電設備2件
仮設資材置場2件、食品工場1件でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明がありました。